

行動計画及びブロック内連携マニュアルの改訂案の概要

本資料は、「資料 7-2 行動計画（令和 7 年度改訂案）」及び「資料 7-3 ブロック内連携マニュアル（令和 7 年度改訂案）」の主な改訂箇所に関する説明資料です。

また、あらかじめ構成員の皆様にご確認いただき、主な改訂箇所に対するご意見等についてもとりまとめました。

1. 行動計画及びブロック内連携マニュアル改訂素案に対するご意見徴収の概要

- 1) 対象：ブロック協議会構成員（23 団体・機関）
- 2) ご意見徴収期間：令和 7 年 12 月 12 日（金）～12 月 26 日（金）
- 3) 方法：電子メール及び記入様式（Excel 形式）による
- 4) 回答数：10 件（43.5%）

2. 資料 7-2 行動計画（令和 7 年度改訂案）について

1) 主な改訂箇所に対するご意見等

頁	項目	改訂内容	改訂の意図	ご意見等
6	第 4 章 トピック	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省が発出した災害廃棄物対応のための通知を、直近の大規模災害として令和 6 年能登半島地震の情報に更新しました。 ・情報の参照元である災害廃棄物対策情報サイトの URL を追記しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の大規模災害に関する情報への更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
9	第 5 章 第 1 節 2. 幹事支援県の選定方法について	<ul style="list-style-type: none"> ・幹事支援県の選定にあたっては、まず要請を行い、承諾を得るという段階を踏むことがわかるよう、表現を修正しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
10	第 5 章 第 1 節 3. 複数県が被災した場合の支援県の対応について（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ・複数県が被災した場合の幹事支援県以外の支援県の対応について、「幹事支援県以外の支援県は状況に応じて被災県を支援するものとする」旨の記述を追記しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度（第 20 回）協議会からの継続協議事項 ・各支援県によって支援可能なリソースが異なること、被災地からの距離も異なることなどから、支援県として一体となり、被災県を支援する方向性を提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

12	第5章 トピック	<ul style="list-style-type: none"> ブロック内連携体制以外の支援スキームに関して、令和6年能登半島地震での支援対応（本省の現地支援チーム、D. Waste-Net、人材バンク等）をトピックとして追記しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の情報への更新 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
14	第5章 トピック	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理支援員（人材バンク）の制度について、サイトのURLを更新しました。 災害廃棄物処理支援員マニュアルより、支援員の位置付け及び役割に関する記述を抜粋しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 最新の情報への更新 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
30	第5章 第6節 ブロック内連携体制の解除（新規）	<ul style="list-style-type: none"> ブロック内連携体制解除の時期について、行動計画 p17 表 5-3-1 に示す「行政区域内での処理対応」または「被災した県内での連携による処理対応」ができる見込みが立つ時期を想定する旨の記述を追記しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度（第20回）協議会より、「ブロック内連携体制解除の時期については、行動計画中に明記する」ことに基づき提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

2) その他、行動計画（令和7年度改訂案）へのご意見等

頁	項目	内容
—	—	<ul style="list-style-type: none"> 本計画は大規模災害時の廃棄物処理に関する重要な計画であることから、異動直後の職員などにとっても導入として理解しやすいよう、計画全体を俯瞰できる概要版等があると、より実効性の向上につながるものとする。
—	—	<ul style="list-style-type: none"> 九州ブロック協議会のほか、九州市長会防災部会での支援プランもあることから、お互いの役割分担等を整理すべきなのではないかと考える。

3. 資料 7-3 ブロック内連携マニュアル（令和7年度改訂案）について

1) 主な改訂箇所に対するご意見等

頁	項目	改訂内容	改訂の意図	ご意見等
—	全般	<ul style="list-style-type: none"> 様式（連絡用紙・集計表）の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 今年度（第21回）協議会より、連絡様式・集計表の集約・削除を行った他、情報伝達訓練及びワークショップにおける構成員の皆様からのご意見を踏まえ、様式の修正を行ったものです。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

2, 49 ~ 51	対応の流れ 7.ブロック内連携体制の解除	<ul style="list-style-type: none"> ・フロー図の最後に「7.ブロック内連携体制の解除」の項目を追加しました。 ・49～51 ページに、【関係者の主な役割】、【解説】、【関係者の具体的な行動】、【「7. ブロック内連携体制の解除」における連絡事項】について記載しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度（第 20 回）協議会より、「ブロック内連携体制の解除の時期について明記する」ことに基づき提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
------------	-------------------------	---	---	---

頁	項目	改訂内容	改訂の意図	ご意見等
10	2. 発災直後の対応 【関係者の具体的な行動】	<ul style="list-style-type: none"> ・②REO 九州は被災県に対し、電話、メール等により、被災の有無や被災状況に関する照会を行う。(REO 九州職員自らも必要に応じて現地へ赴き情報を収集する。)に、「また、協議会構成員の緊急連絡先を整備する。」と追記をしました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達訓練後アンケートにて「ネットワーク関係に被害が生じたが電話回線は使える自治体、ネットワークは使えるが電話の使用ができない自治体がある場合も想定する必要があるのではないか」というご意見があり、その対応策として、緊急連絡先をあらかじめ準備しておくことを提案します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡先(携帯番号)を準備することについては異存なし。ただし、自治体では個人の携帯電話を使用することが多く、混乱する災害現場において、各個人の携帯電話で公私様々な対応をすることが考えられる。そのような中、なじみのない番号からの電話は対応が遅れがちになると考えられる。災害廃棄物に関する連絡は、極力担当部署にすべきだと考える。 ・部署の電話番号等に加え、個人の携帯番号を登録する場合には、個人情報取り扱いについて十分ご留意いただきたい。 なお、情報共有の観点からは、携帯番号よりも LINE 等のツールを活用する方が有用ではないかと考える。 ・緊急連絡先の整備については「必要である」と考える。自治体ごとに複数の連絡先の登録をしておいた方が良いのではないかと考える。 ・年度初めに、九州地方環境事務所から構成市へ構成員名簿の更新依頼があるが、現行の名簿には所属の電話番号やメールアドレスのみが記載されている。災害時等の迅速な対応を考慮し、夜間や休日でも連絡可能な緊急連絡先欄を追加すると良いと考える。

頁	項目	改訂内容	改訂の意図	ご意見等
36	5. マッチング	・【関係者の具体的な行動】(2)において、マッチング結果の連絡にあたり、改訂前の連絡用紙6及び7に代わるものとして、九州地方環境事務所からの通知文書案を用いることを記載しました。	・中部地方環境事務所へのヒアリング結果より、「国からの発出文書があることで、自治体として行動しやすくなる」というご意見があったことから、九州地方環境事務所名義の文書の発出を提案します。	・p42に、『マッチング後の支援結果は、REO九州が文書を作成し、幹事支援県へ送付。』とある。p36のフロー図にその旨(幹事支援県→REO九州へマッチング結果を情報提供する。REO九州が文書を作成→幹事支援県に送付する。)を記載してほしい。 ・『幹事支援県から被災県・支援県を通じて各市町村へ連絡する。』とあるが、幹事支援県は、被災県・支援県に連絡、その後被災県・支援県から県内の市町村に連絡する。という流れでよいか。 <u>⇒いただいたご意見を元に、p36のフロー図を修正しました。</u>
45	6. 支援の実施	・【関係者の具体的な行動】(1)において、受援・支援の最終的な調整結果の連絡手段及び連絡内容について記載しました。	・改訂前の連絡用紙6の削除に伴い、調整結果の連絡手段及び連絡内容を改めて記載したものです。	・特になし
62	5'-①. 支援市町村決定(被災市町村が選択)	・【関係者の具体的な行動】(1)において、被災市町村が被災県を通じて幹事支援県に支援要請する場合の連絡手段について記載しました。	・改訂前の連絡用紙8の削除に伴い、連絡方法を変更したものです。	・特になし
75	5'-②. 支援市町村決定(支援市町村が名乗り)	・【関係者の具体的な行動】(1)において、支援市町村から支援県を通じて(あるいは直接)幹事支援県へ支援の意思表示を行う場合の連絡手段について記載しました。	・改訂前の連絡用紙9の削除に伴い、連絡方法を変更したものです。	・特になし

2) その他、ブロック内連携マニュアル(令和7年度改訂案)へのご意見等

頁	項目	内容
—	—	・本マニュアルは大規模災害時の廃棄物処理に関する重要なマニュアルであることから、異動直後の職員などにとっても導入として理解しやすいよう、計画全体を俯瞰できる概要版等があると、より実効性の向上につながるものと考えます。